

個人型DCの加入可能範囲の拡大

- 平成28年5月に成立した確定拠出年金法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)では、ライフコースの多様化への対応を図っている。
- その一環として、労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、平成29年1月から、個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者を加入可能とすることで、基本的に全ての方が加入できることとなった。 ※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。

個人型DC

**基本的に60歳未満の
全ての方が加入可能となる**

これまでも加入可能であった者

拠出限度額
年額27.6万円
(月額2.3万円)

拠出限度額
年額27.6万円
(月額2.3万円)

[現行と同じ]

拠出限度額
年額24.0万円
(月額2.0万円)

拠出限度額
年額14.4万円
(月額1.2万円)

拠出限度額
年額81.6万円
(月額6.8万円)

※ 国民年金基金
との合算枠

[現行と同じ]

企業型DC
拠出限度額
年額33万円
(月額2.75万円)

※

確定給付型年金

厚生年金基金
確定給付企業年金
私学共済など

企業型DC
拠出限度額
年額66万円
(月額5.5万円)

※

確定給付型年金

厚生年金基金
確定給付企業年金
私学共済など
拠出限度額なし

拠出限度額なし

年金払い
退職給付
保険料率上限
1.5% (法定)

新たに加入可能となる者

国民年金基金
※個人型DCとの
重複加入可

厚生年金保険

基礎年金

国民年金
(第1号被保険者)

国民年金
(第3号被保険者)

国民年金
(第2号被保険者)

公務員
[被用者年金一元化後]

※ 個人型DCに加入していた者が企業型DCのみ加入できる企業に転職する場合、企業型DCに資産を移換できる。
個人型DCに加入していた者が企業型DCと個人型DCに同時加入できる企業に転職する場合、企業型DCに資産を移換できるほか、引き続き個人型DCに加入し続けることができる。

改正法におけるポータビリティの拡充

- 改正法では、改正法の公布の日から起算して2年以内の政令で定める日(遅くとも平成30年6月)以降、DCからDBについてもポータビリティを拡充することで、企業年金等の制度間のポータビリティが完成。これにより、高齢期の所得確保に向けた継続的な資産形成を行う環境を整備。
- 今後、この整備したポータビリティもより活用されるよう、その受け皿として、基本的に誰でも加入可能となった個人型DCの認知度向上等を通じてその普及に取り組むことにより、転職等があっても継続的に高齢期の所得確保が図られるようにして参りたい。

<企業年金等のポータビリティ拡充の全体像>

移換前に加入していた制度	移換先の制度		
	DB	企業型DC	個人型DC
DB	○	○	○
企業型DC	×→○	○	○
個人型DC	×→○	○	△

平成13年制度創設
当時から ※1

遅くとも平成30年6月
までに施行

平成17年10月から
※2

<個人型DCの周知に向けた取組み>

① 愛称決定



個人型確定拠出年金の愛称決定に関する記者発表会での様子
(左は橋本厚生労働副大臣、右は杉山愛氏)



(iDeCoの選定理由)

英語表記の individual-type **De**fin^d **Co**ntribution pension planから親しみやすい響きの「イデコ」としました。また、「i」には「私」という意味が込められており、自分で運用する年金の特徴が捉えられています。

② ポスター

